

山中湖村木質ペレットストーブ設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止策として、木質ペレットを燃料とするストーブ（以下「ストーブ」という。）の普及を促進するため、該当ストーブの設置に要する費用に対し、山中湖村補助金等交付規則（平成11年規則第11号）に定めるもののほか、予算の範囲以内で交付する山中湖村木質ペレットストーブ設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを備えている者でなければならない。

(1) 村内に住所を有する者で、自ら居住する村内の住宅にストーブ（中古品を除く。）を固定して設置し、村県民税、国民健康保険税、固定資産税及び軽自動車税を滞納していないもの

(2) 村内に本店若しくは主たる事務所を有する法人又は個人事業主で、村内の店舗又は事務所にストーブ（中古品を除く。）を固定して設置し、村県民税（特別徴収分）、法人村民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納していないもの

(補助金の交付の対象となるストーブ)

第3条 補助金の交付の対象となるストーブは、次の各号に掲げる要件及び条件のいずれをも備えるストーブとする。

(1) 木質ペレット（間伐材、端材等の木材を粉碎したものを円筒状に固めたものをいう。）を燃料として使用するものであること。

(2) 未使用のストーブであること。

(3) 世帯主1人、1戸1基とする。

(4) 村内に本店若しくは主たる事務所を有する法人又は個人事業主で、村内の店舗又は事務所の補助対象ストーブは、1基分とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、ストーブ1基分の購入費及び設置工事費の合計額の2分の1に相当する額以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、20万円を超える場合は20万円とす

る。

2 補助金の交付は、1戸につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、山中湖村木質ペレットストーブ設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(1) 費用の明細を示す書類及び領収書の写し

(2) 保証書又は納品書の写し

(3) 設置状態を示す写真

(4) 住民票

(5) 納税証明書

(6) 誓約書(様式第2号)

(7) 返信用封筒(切手を貼ったもの)

(8) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 村長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは補助金の額を決定し、山中湖村木質ペレットストーブ設置費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、前条の規定による交付決定を受けたときは、遅滞なく山中湖村木質ペレットストーブ設置費補助金請求書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 村長は、請求書の提出を受けたときは、内容を確認し、申請者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第9条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。

(1) 申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けようと

した場合又は受けた場合

- (2) 法令等に違反して補助対象ストーブの設置を行った場合
- (3) 第2条の規定にあてはまらない場合
- (4) 補助金を当該補助事業以外の目的に使用した場合
(補助金の返還)

第10条 村長は、補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、補助金返還請求書(様式第5号)に返還の理由を記載し、当該補助金の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

3 前項の期間内に返還しないときは、当該請求金額に山中湖村諸収入督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例(昭和52年条例第5号)第3条第2項に規定する割合により計算した金額を加算して返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に設置及び納品されるストーブについて適用する。

別記様式